

第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書を特定した上で、当該行政文書の存否応答を拒否した決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 開示の請求

審査請求人は、平成 21 年 10 月 1 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、審査請求人が特定する者（以下「特定人」という。）の〇〇〇警察署において、審査請求人が特定する日時・場所（以下「特定日時・場所」という。）の相談に係る行政文書及び当該相談に関係して作成したその他の行政文書の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は本件請求に対し、条例第 13 条の規定により、行政文書存否応答拒否の決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 21 年 10 月 8 日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成 21 年 10 月 30 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張趣旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、全部開示を求める。

2 審査請求の理由

この事件は、特定人自らが警察に被害届を提出し、当事者として事情説明を行い、そして、公開の法廷において特定日時に〇〇〇警察署に相談に行ったことが明らかにされており、当該相談にかかる行政文書があるか否かを回答しても、保護されるべき利益を損なうことなどあり得ない。

むしろ、この相談を契機として、開示請求人に対する起訴がされていることから、これを開示することの方が事実を明らかにするうえで、開示請求人だけでなく特定人にとっても有益であることは言うまでもない。

実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにし、さらには開示することになれば、警察における相談活動に支障を来すことになりかねないと考えているかも知れない。確かに、誰でも彼でも警察に相談したか否かをいつでも明らかにすることができるようになると、安心して相談することができないことも予想できない訳ではない。

しかし、開示請求人の場合は、相談者である特定人自身が、相談の密行性を放棄して公にしているのであるから、当該相談に掛かる行政文書があること自体を隠す必要も理由も全くない。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書で説明している内容を総合すると、本件処分を行った理由などについては、次のとおりである。

本件は、特定の個人に関する相談の記録についての開示請求であり、その存否を明らかにするだけで相談者が警察に相談したか否かという事実が明らかとなり、その存否の回答が、相談者のプライバシーを侵害することになる個人に関する情報を開示することとなる情報と言える。そして、個人が警察へ届け出たことが他者に知られることによって二次的に起こる問題又は犯罪の予防に支障が生じるおそれがある。

情報公開制度においては、不開示情報に該当するか否かの判断にあたっては、開示請求の対象である行政文書が県民一般に公開されることを前提としており、開示請求者が誰であるかは考慮されない。

したがって、特定の個人が識別され得る情報であれば、たとえ本人からの当該本人の個人情報記録した行政文書の開示請求であっても、条例第10条第2号ただし書きイからハまでの例外事項又は第12条に規定する公益上の理由による裁量的開示に該当しない限り、本号本文により不開示となるものである。

本件の開示請求内容は、個人を特定し、かつ、警察へ相談した日時場所を特定してなされていることから、本件対象文書が存在するか否かを答えることは、特定の個人について、警察へ相談したことの事実の有無を答えることと同じ結果を招くこととなる。

本条例の定めた開示請求権が、何人に対しても、請求の目的如何を問わず開示請求権を認める制度である以上、対象文書が開示請求者本人が知り得るか否かにより、開示・不開示の判断を左右してはならない。

よって、本件対象文書が存在するか否かを教えるだけで、条例第10条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第13条により、その存在を明らかにしないで開示請求を拒否した決定を行ったものである。

また、審査請求人は、審査請求書において、行政文書開示請求にかかる内容が、現在進行中の刑事事件の公判において、証拠資料として提出された証拠書類に記載されていることを理由に「今更、当該相談にかかる行政文書があるか否かを回答すると保護されるべき利益を損なうことなどあり得ない。」、相談者である特定人自身が、相談の密行性を放棄して公にしており、当該相談に掛かる行政文書があること自体を隠す必要も理由も全くないと主張している。

確かに、憲法第82条第1項に「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」とあるように、裁判は公開の法廷で行われることとなっており、刑事裁判は傍聴人による傍聴によって公開性が担保され、その傍聴人の資格に何ら制限はない。しかし、それは傍聴人になろうとする者が多数の場合は抽選とされ、その場合は抽選で選ばれた者のみが傍聴できるという実情であることから、たとえ相談者が警察に相談した

事実の存否にかかる情報が裁判所で取調べが完了している証拠によって明らかにされているとしても、公判廷において情報が流布されている範囲は限定的なものであり、万人に対して公開されているとはいえない。

ゆえに、条例第10条(2)の但し書きイにある「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」に該当する情報ということとはできない。

よって、審査請求人の主張には何ら理由がないと言える。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定人の〇〇〇警察署における、特定日時・場所の相談に係る行政文書及び当該相談に関係して作成したその他の行政文書である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人(本人)について、警察へ相談したことの事実の有無を答えることと同じ結果を招くこととなるとして、条例第7条第2項及び第13条の規定に基づき行政文書存否応答拒否の決定を行った。

2 本件処分の妥当性について

(1) 存否応答拒否制度について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、個人の権利利益を侵害したりすることがあり得る。このため、条例第13条は、対象となる行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる場合を例外的に規定しているものである。

(2) 本件対象文書の存否応答拒否の当否について

諮問実施機関は、本件対象文書の存否を回答すると、本件開示請求者本人について、警察へ相談したことの事実の有無に係る情報を開示する結果となるため、存否応答拒否としたと主張している。

そもそも行政文書の開示が請求された場合、開示が原則であり、その例外として条例第13条に規定する存否応答拒否は、前述のとおり、行政文書が存在しているか否かを答えるだけで直ちにプライバシーを侵害することになるような極めて限られた場合にのみ、対象となる文書の存在自体を回答しないことができるとするものである。

このことを踏まえて、以下検討する。

まず、審査請求人は、公開の法廷において特定日時に〇〇〇警察署に相談に行っ

たことが明らかにされており、当該相談にかかる行政文書があるか否かを回答しても、保護されるべき利益を損なうことなどあり得ないと主張しているが、裁判の公開は、裁判の公正を確保し、裁判に対する国民の信頼を維持するために行われるものであり、その目的の限度において、傍聴の自由が認められるに過ぎないことから、公開の法廷において傍聴することができる情報は、条例第10条第2号但し書きイの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは言えない。

また、本件における警察安全相談とは、ストーカー、配偶者からの暴力、児童虐待、悪徳商法、その他犯罪等からの被害防止に関することなど、個人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護に係る相談に応じ、「個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持する」という警察目的を達成するため、個々の事案の解決又は解決を支援する活動である。

本件対象文書は、個々の警察安全相談の受理から完結に至るまでの経過を記載した行政文書で、実施機関が該当する行政文書があるとして開示・不開示の決定を行うことで、結果的に特定個人が上記の相談を行ったことがあるかどうかを明らかにすることとなる。

本件の開示請求内容は、個人を特定し、かつ、相談日時・場所を特定してなされていることもあって、本件対象文書の存否を答えることにより明らかとなる情報は、上記の「プライバシーを侵害することになるような極めて限られた場合」に該当することが明らかである。

したがって、本件対象文書に関する書類は、その存否を答えるだけで、条例第10条第2号に該当する情報を公にすることとなるものであり、本件存否応答拒否決定は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
22. 12. 9	・ 諮問を受けた。
22. 2. 4	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
22. 3. 24	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
22. 3. 31	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
22. 5. 31	・ 審査請求人から意見書を収受した。
23. 4. 28 (平成 23 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 5. 26 (平成 23 年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 6. 16 (平成 23 年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授